

とともに創るとともに育む

の の い ち し
野々市市 2012»2021
第一次総合計画【中間見直し】

—ダイジェスト版—



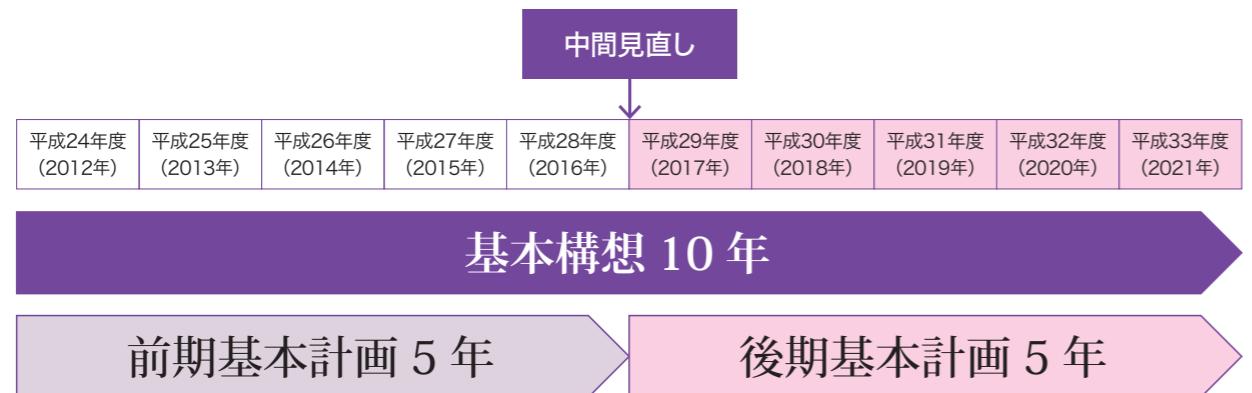
総合計画の趣旨と将来の見通し

■ 総合計画の趣旨

総合計画は、本市のまちづくりを進めるための最も大切な計画です。この計画は、本市がめざす将来都市像実現への道標となるものです。本市が行う政策※1、施策※2、そして事務事業※3は、この計画に基づいて行われます。この計画では、市制の施行をステップとして、新たな市民ニーズ※4を踏まえた、長期的な展望を示します。また、この計画によって、市民はもとより、国や県、他の自治体に対して、本市のまちづくりの強い意思を示します。

■ 総合計画の中間見直し

総合計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間でめざすべき将来都市像と、将来都市像を実現するための基本方針を定めた「基本構想」、具体的な施策の体系を示した「基本計画」から構成しています。



「基本構想」では、現在の本市の状況を整理し、中間見直しを行いました。「基本計画」では、すべての施策の進捗の確認と新たに取り組むべき施策の検討を行い、「後期基本計画」を策定しました。

以下の政策を重点的に取り組み、将来都市像の実現をめざします。

① 人口の推移からみた、今後、重点的に取り組むべき政策

- ・市民とともに協働の実践を積み重ねる 【政策1】
- ・仕事と子育てを両立しやすい環境を整える 【政策2・政策6】
- ・健康寿命を延ばし、かがやき続けられる環境を整える 【政策1・政策2・政策5】

② 意識調査からみた、今後、重点的に取り組むべき政策

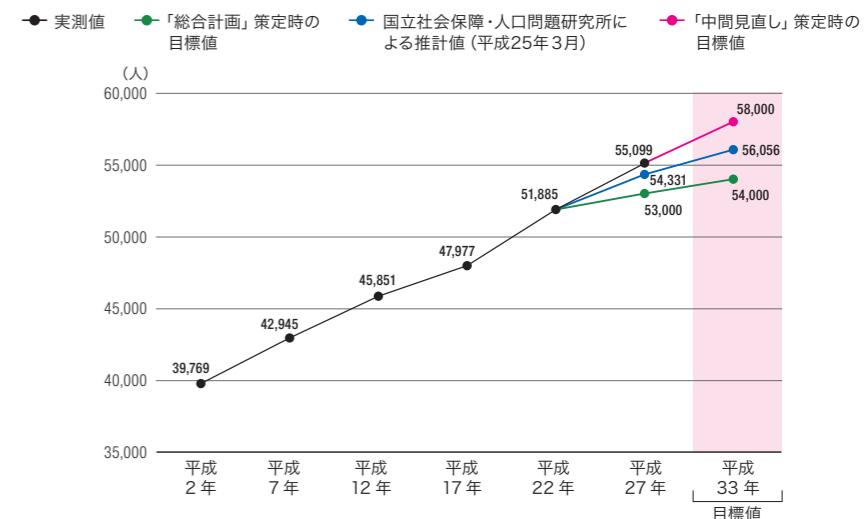
- ・市民協働のまちづくりの理念を共有し、具体的な活動を展開する 【政策1】
- ・産業を創出し、ブランド力を高める 【政策6】
- ・暮らしやすい住環境を維持する 【政策2】【政策5】

③ 政策の進展状況からみた、今後、重点的に取り組むべき政策

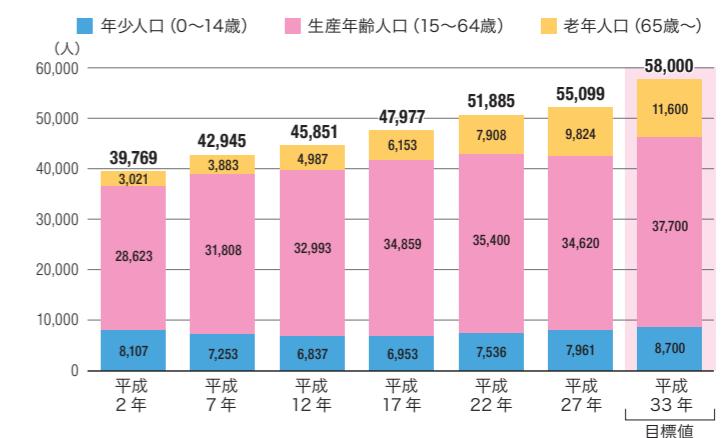
- ・市民連携の拠点を活用し、各団体の活動や連携事業を促進する 【政策1】
- ・結婚から妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を充実する 【政策2】
- ・住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、地域での支え合い体制を強化する 【政策2】
- ・定住化志向が高まる生活環境を整える 【政策4】
- ・地域の特性を生かした産業を育成する 【政策6】

■ 目標人口

総合計画の目標年次である平成33年度の目標人口を54,000人としていましたが、平成27年国勢調査でこれを上回る結果となったため、目標人口を**58,000人**に見直します。



これからの5年間では、人口増加以上に年齢3区分別人口の構成を意識し、市民が豊かに暮らしていくように施策を展開していきます。



※総人口は年齢「不詳」の人口を加えた値であるため、年少人口・生産年齢人口・老年人口の和と一致しない

発刊のごあいさつ



平成23年11月11日、野々市市誕生の日。

小雨の降る中、開市式を終えた後、あらみや公園で記念植樹を行いました。

植樹をしたのは、市花木である椿と、桜。

今日降っているこの雨は、天や自然、あらゆるもののが本市の誕生を祝福してくれている「恵みの雨」。

そう感じながら、椿と桜の苗木の根元に土を盛りました。

市制施行後、平成24年度からスタートした野々市市第一次総合計画では、「ともに創る ともに育む」人の和と、椿の持つ十の美德が生きるまちづくりをめざしました。

策定から5年が経過し、まちづくり基本条例の制定をはじめとする市民協働のまちづくりの土台が築かれ、少しずつ、協働の花が咲き始めているように思います。

本市の市花木であり、将来都市像「人の和で 椿十徳生きるまち」にも掲げている椿。その種類は数千を超えて、世界中のさまざまな場所で美しい花を咲かせます。

花の形の変化に富み、一重咲きから千重咲きまで、その咲き方もさまざまです。

さまざまな種類の椿が、さまざまな場所で花を咲かせる

ように、一人ひとりの市民が、それぞれの生活でいきいきと花を咲かせられるまち。

椿の花言葉「誇り」のように、住む場所、働く場所、学ぶ場所、活動の場所として、誇りをもつことができるまち。

植樹をした木々が成長していくように、この野々市市も、市民の皆さまとともに、そのようなまちへと成長していくいたいと思っています。

あらみや公園の椿は、まだ若い木ではありますが、鮮やかな花やみずみずしい葉は生命力にあふれ、誕生して5年という本市の姿と重ね合わせることができます。

まだまだ若い本市が、この総合計画とともに伸びゆくさまを感じ取ってください。

最後に、この計画を策定するにあたって、ご意見とご協力をいただいた多くの皆さまには、厚く感謝を申し上げます。

平成29年3月

野々市市長 乗貴章

※1 政策 市がめざすべきまちづくりの方向や目的を示すものです。

※2 施策 政策を実現するための方策です。

※3 事務事業 施策を実現させるための具体的な手段です。

※4 市民ニーズ 市民が有している要求、需要のことです。

将来都市像とまちづくりの理念

■まちづくりの理念

本市のまちづくりの普遍的な理念は“愛と和の市民憲章”に定められています。

本市に住む私たちは、いつでもこの理念を心に留め、この市民憲章の実践に努めます。

愛と和の市民憲章（昭和55年11月3日制定）

遙かに靈峰白山を仰ぐ野々市市は、古くから加賀の中心として栄えたところです。わたくしたちは、この恵まれた自然環境と歴史・文化・産業の豊かなまちに住むことを大きな誇りとし、限りなく平和で繁栄することを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 一 郷土を愛し、緑ゆたかな住みよいまちをつくりましょう。
- 一 伝統を重んじ、教育文化の香り高いまちをつくりましょう。
- 一 健康を増進し、活気みなぎる明るいまちをつくりましょう。
- 一 勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かいまちをつくりましょう。
- 一 秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかなまちをつくりましょう。

■将来都市像

この計画では、まちづくりの理念である“愛と和の市民憲章”をふまえ、本市の歴史の上にも関わりが深い椿をまちづくりの象徴とし、花をヒトに、葉をモノに、そして枝を知識や情報になぞらえ、これらが和となる総合的なまちづくりを進めたいという想いから、将来都市像を次のように定めました。

将来都市像

ひと わ つばき じゅつ い 人の和で 椿十徳 生きるまち

私たちが住む野々市市は、穏やかな地形に恵まれ、活気あふれるまちに成長することができました。しかし、穏やかで活気あふれるまちであっても、大勢の人たちの知恵や力の和がなければ、地域社会は成り立ちません。すべての市民が、本市の花木である椿が持つ十の美德^{※5}と共に、人の和を尊重し、市民の知恵と力を結集することができている、そんなまちになっていきたいと思います。

この将来都市像には、“ここでいい”ではなく“ここがいい”と思えるまちづくりを、“住んでみたい”“住み続けたい”と考えてもらえるまちを、そして、“住み心地一番のまち”になっていきたいという想いを込めています。

※5 椿が持つ十の美德 安楽庵策伝(あんらくあんさくでん：1554年～1642年)が収集または見聞した椿についての記録「百椿集(ひゃくちんしゅう)」(里見盈吉著“日本の花”シリーズ 椿)より引用したものです。

「椿の十徳」とは、椿の持つ次のような十の美德のことです。

椿の持つ十の美德を備えた市民が、まちづくりの基本方針(政策)に沿って創り上げたこのまちで、誇りと愛着をもって暮らしている、そのようなまちづくりを進めたいという想いを込めています。

椿の十徳

まちづくりの 基本方針(政策)

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ①不老の徳 年月を経ても老衰の様子を見せない | ⑦常緑不变の徳 葉は常に濃緑で緑色に輝いている |
| ②公徳を守る徳 落葉しないから木の下は汚れない | ⑧操節を守る徳 霜枯れがなく、花蕾は春に備えて日毎に膨らむ営みを休まない |
| ③相互一致の徳 接ぎ木をすれば容易に合着し、互いに別個の新種を作る | ⑨奉仕の徳 毎年花が咲き、栽培者の労に報いて奉仕の心を發揮する |
| ④謙遜の徳 敷陰に生えて春に花容勝絶、人は庭内に移植したいと思う | ⑩厚生の徳 椿油は灯油や食油に用いられ、頭皮や皮膚への栄養にも適し、木材として椿炭、家具、日用品などの木工素材にも適している |
| ⑤清浄の徳 水清き土地によく生育する | |
| ⑥矜持の徳 プライドを失なわぬ徳 | |



将来都市像に掲げる「椿の十徳」と「まちづくりの基本方針(政策)」には、次のようにつながりを持たせています。

将来都市像に 掲げる「椿の十徳」と 「まちづくりの基本方針 (政策)」とのつながり

- | | |
|---|---|
| ①不老の徳 生涯にわたって健康な人々が住むまち | ⑥矜持の徳 みんなの声を集めてつくる、誇りあふれるまち |
| ②公徳を守る徳 美しいふるさとを守り伝える人が住むまち | ⑦常緑不变の徳 常に緑色に輝いている椿の葉のように、いつまでも学び続ける人たちが住むまち |
| ③相互一致の徳 接ぎ木をすると新種を作る椿のように、新しい野々市産を産み出す人が住むまち | ⑧操節を守る徳 安全安心のために日毎の備えを怠らない人々が住むまち |
| ④謙遜の徳 お互いを尊重しながら主体的に行動する人の和が広がるまち | ⑨奉仕の徳 地域をもっと元気にしようとかんぱる人々を応援するまち |
| ⑤清浄の徳 暮らしやすい街並みが整ったまち | ⑩厚生の徳 産業が発展し活気があふれ、安心して働くことできるまち |

市民協働のまちづくり

■将来都市像実現のために

本市が、これからも発展し続けるためには、地域の課題を市民と共有し、“住みたいまち”をめざして、真摯に取り組まなければなりません。

本市では、行政サービス^{※6}に民間企業経営の考え方を取り入れ、顧客(市民)志向、成果志向の実現をめざし、より効果的、効率的に行政サービスを提供する新たな公共経営に取り組みます。

本市は、新たな公共経営の対象を次のように定義します。

本市の顧客は“野々市市民”です。

“市民”とは、本市に住む人たちだけではなく、本市に通勤や通学をされる方、企業、そして各種団体などです。

本市が市民に提供する商品は“住みたいまち”であり、また、市民は住民自治を担う主役です。

本市が行う行政サービスは、すべての市民が幸せに生活するために行われます。

■市民協働のまちづくり

“住みたいまち”と感じてもらうためには、本市が潜在的に持っている個性や魅力を再発見し、これらを最大限に發揮できるまちづくりを進めなければなりません。そのためには、地域をよく知り、地域に愛着を持つ市民の力が欠かせません。このようなまちづくりを進めるためには、次のような役割のもと、自分たちでできることは自分たちで、できないことはお互いに補い合うことを改めて認識することが大切です。

| |
|--|
| 自 助 ：自分の責任で自分自身が行うこと。 |
| 共 助 ：自分だけでは解決したり、実施することが困難な事柄について、周囲や地域が協力して行うこと。 |
| 公 助 ：個人や周囲、地域あるいは民間の力だけでは解決できないことについて行政が行うこと。 |

市民協働^{※7}の社会は、市民、町内会や企業などの団体、そして行政など公共サービス^{※8}の担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすることにより現れます。

■市民協働の発展

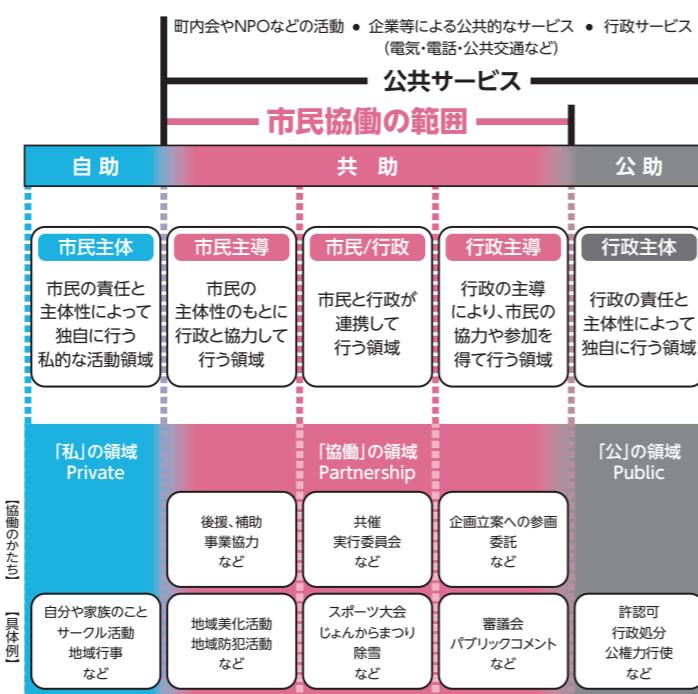
これまでの5年間では、まちづくり基本条例^{※9}の制定や、市民協働によるまちづくり推進指針の策定などにより、市民協働のまちづくりの理念や方向性を明確にし、その土台を築いてきました。

これからの5年間では、まちづくりの主役である市民とともに協働の実践を積み重ね、「市民協働のステップ」の力により、将来都市像の実現をめざします。

市民協働のステップ



自助・共助・公助と公共サービスの範囲の考え方



この計画では、「ステップ1 知る・興味を持つ」を協働の入口とし、「ステップ4 市民発のアクションが実施される」を、最も実践的な協働と位置づけました。

「市政に興味を持ち、情報を得る」「市が実施する事業に参加する、意見を言う」といった限定的な市民参加から、「市民と行政がまちづくりのパートナーとしてつながり、市民発の取り組みを進める」といった、行動による市民参加をめざします。

※6 行政サービス
※7 協働

公共サービスのうち、行政が担うサービスをいいます。
役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制のことです。
“市民協働”は、市民、町内会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、そして連携と協力をすることです。

※8 公共サービス
※9 まちづくり基本条例

市民が日常生活や社会生活を円滑に営むために必要な、基本的な需要を満たすもの、人間の尊厳を守るためにセーフティネットをいいます。
住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例のこと、「自治体の憲法」とも言われています。

まちづくりの基本方針と基本目標

まちづくりの基本方針

政策1【市民生活】

発展



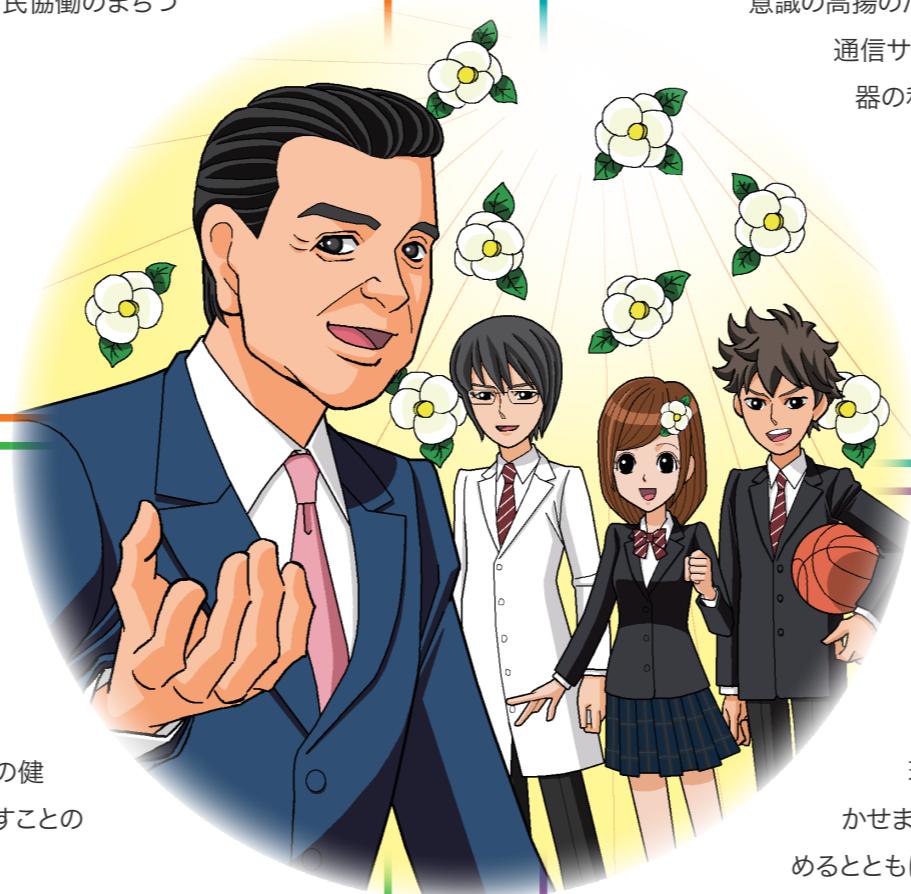
一人ひとりが担い手のまち

本市が持つ個性に磨きをかけ、市民主体の特色のあるまちをめざして、一人ひとりがまちづくりの担い手としてその魅力をアピールすることにより、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちをつくります。

平成31年度に開館予定の地域中心交流拠点施設(新中央公民館)には、市民団体交流ゾーンや打ち合わせコーナーを設けます。この地域中心交流拠点施設(新中央公民館)の活用により、市民や町内会、大学、NPO、企業などの相互交流、情報共有、連携を進め、市民協働の活動の拠点として、市民協働のまちづくりの理念を共有し、市民協働のまちづくりを実践していきます。

まちづくりの基本目標

- 施策1 市民協働のまちづくり
- 施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上
- 施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実
- 施策4 思いやりのまちづくり



まちづくりの基本目標

- 施策1 地域福祉社会の創造
- 施策2 健康づくりの推進
- 施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進
- 施策4 子育て支援の推進

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、市民のこころとからだの健康づくりへの支援をはじめ、地域の絆を大切にし、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる、心のかよう地域福祉社会を創造します。

少子高齢化や核家族化といった家族構成の変化、ライフスタイルの変化などによる、市民のニーズやサービス量の変化を予測し、適切に対応できる体制を整えていく必要があります。

子どもの成長に合わせ、ライフステージに応じてきめ細やかに子どもをサポートする野々市版ネウボラの構築に取り組むとともに、高齢者が安心して地域で暮らしていくために、支え合い体制の強化を促進する野々市版地域包括ケアシステムを構築します。



政策2【福祉・保健・医療】

発展

生涯健康 心のかよう福祉のまち

まちづくりの基本方針

政策3【安全安心】

充実



安心とぬくもりを感じるまち

地域ぐるみで、地震や風水害などの自然災害に対する防災機能の向上を図るとともに、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高めます。

安心とぬくもりを感じるまちづくりのためには、行政による環境や体制の整備も必要ですが、一番大切なことは、市民一人ひとりの意識です。「自分の手で、自分や家族、財産を守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の高揚のための取り組みを促進します。

通信サービスに関連した消費者トラブルが増加しているといった傾向をふまえ、特に通信機器の利用率が高い若年者への啓発や教育を充実させていきます。

まちづくりの基本目標

- 施策1 防災対策の充実
- 施策2 消防と救急体制の充実
- 施策3 交通安全対策の強化
- 施策4 防犯対策の強化
- 施策5 消費者の利益の保護

まちづくりの基本目標

- 施策1 環境負荷の少ない社会の構築
- 施策2 生活環境の保全
- 施策3 環境保全のために行動するひとづくり

環境負荷の少ない循環型社会の構築のためには、市民一人ひとりの意識と行動が欠かせません。市民一人ひとりの意識と行動のもと、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然である田園の環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができるまちづくりを進めます。

今後、策定する環境基本条例や環境基本計画をもとに、環境の保全のためにできることを市民に広め、ごみの減量化や適正処理をめざします。

また、公営墓地公園の整備に向けて、公衆衛生の確保とともに周辺で生活する市民への理解を充分に得ながら、計画を推進していきます。



まちづくりの基本方針

政策4【環境】

発展

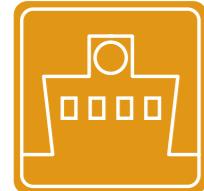
環境について考える人が住むまち

まちづくりの基本方針と基本目標

まちづくりの基本方針

政策5【生涯学習・教育】

充 実



みんながキャンパスライフを楽しむまち

工業系、生物資源環境系、生涯学習系の3校の大学を有する本市において、本来の大学構内(キャンパス)だけではなく、まち全体をキャンパスに見立て、生涯にわたって楽しみながら学ぶことのできるキャンパスシティをめざしていきます。

平成29年11月に開館予定の文化交流拠点施設「学びの杜のいち カレード」には、図書館機能に加え、生涯学習機能を備えます。また、平成31年4月に開館予定の地域中心交流拠点施設(新中央公民館)には、市民団体交流ゾーンや打ち合わせコーナーといった、市民連携機能を備えます。

これらを、活動の場、活動を深めるための学習の場、活動を広めるための交流の場として活用していくことで、本市独自の生涯学習や教育を推進していきます。

まちづくりの基本目標

- 施策1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実
- 施策2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり
- 施策3 生涯学習社会の充実
- 施策4 文化・スポーツ活動の充実
- 施策5 文化の継承と創造と担い手の育成

まちづくりの基本方針

政策7【都市基盤】

充 実



くらし充実 快適がゆきとどくまち

今後も増加すると見込まれる人口に対応するため、必要な宅地開発を進めるとともに、ゆとりのある住環境の形成に取り組み、コンパクトな本市であるからこそできる、野々市らしい安全と快適さが行き届くまちづくりをめざします。

野々市中央地区土地利用構想に基づき、石川県立養護学校跡地には新市立図書館を中心とした文化交流拠点施設を、旧役場周辺には新中央公民館を中心とした地域中心交流拠点施設を整備します。中林地区と西部中央地区は、土地区画整理事業に合わせ、都市計画道路や都市公園の整備を推進していきます。

道路や水道などの都市基盤、市営住宅などは、計画的に管理していくことで長寿命化を図り、また、アダプトプログラムや道路への愛称の募集を進めることで、都市基盤を通じた本市への市民の愛着を高めます。

まちづくりの基本目標

- 施策1 魅力ある街並み形成と住環境整備
- 施策2 交通の円滑化と公共交通網の充実
- 施策3 雨水排水対策の充実
- 施策4 循環する水資源の適正利用

まちづくりの基本目標

- 施策1 商工業の活性化
- 施策2 農業の活性化
- 施策3 勤労者福祉の充実
- 施策4 観光資源の発掘

まちにぎわいをもたらす市街地の活性化対策などを進め、就業の場の確保と経済活動を活発化することによって、キラリと光る人とのぎわいがあふれるまちをめざします。

野々市らしい新しい産業の創出をめざし、関係機関とのネットワークを生かし、企業などへの支援体制の整備に取り組みます。

野々市市観光物産協会を中心に、特産品の開発や販売の促進を強化することで、野々市ブランドの確立を促進します。これらの取り組みについて、市内に立地する「いしかわ大学連携インキュベータ i-BIRD」や、連携協定を締結する市内外の大学など、産学官での連携を軸に取り組みます。

商工業活性化のための各種制度を活用してもらうために、利用しやすい制度の検討や周知方法の検討を進めます。

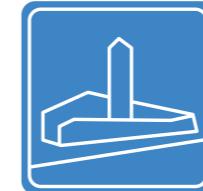


まちづくりの基本方針

政策6【産業振興】

発 展

野々市産の活気あふれるまち



まちづくりの基本方針

政策8【行財政運営】

充 実

住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

重点プロジェクト

■重点プロジェクトの考え方

前期基本計画では、基本構想に掲げる将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」を実現するための原動力として3つの重点プロジェクトを定め、関連する施策について、重点的、戦略的に取り組んできました。

後期基本計画では、施策の評価結果に加え、全国的な人口減少が進む中、“選ばれるまち”となるために求められる新たな産業づくりなどの施策を盛り込み、次の考え方に基づき重点プロジェクトを設定します。

- これまでの市民協働のまちづくりを継続、発展させ、すべての世代がまちづくりの担い手となり得るまちづくりに取り組みます。
- バランスがとれた人口構造をつくり、本市のにぎわいを維持していくため、働き盛りの市民に向け、新たな働き方や子育てに関する施策を重点的に取り組みます。
- 生涯学習の施策、健康寿命を延ばす施策を強化し、経験豊かな高齢者の知恵や経験を生かす場の創出と、“ふるさと野々市”として定住志向の高い住環境の維持に取り組みます。

● 重点プロジェクト II

応援します！産業づくりプロジェクト



■次代を担う産業の創出

本市は3つの大学を有し、高付加価値知的産業※10を育成する土壌があります。

このような知的基盤の強みを生かし、今後の本市をけん引する新しい産業の創出と、その産業の担い手の育成に取り組みます。

■地域産業の再生と強化

地域経済の発展とにぎわいの維持のためには、地域産業の再生と強化が必要です。

これまで本市の発展を支えてきた既存の産業の活性化と、新たな産業の創出に取り組みます。

● 重点プロジェクト I

やってます！市民協働プロジェクト



■市民協働のまちづくり

市民、町内会、各種団体、企業、行政等が、それぞれの立場から本市のまちづくりを行う市民協働の実践をめざします。「まちづくり基本条例」という市民協働の土台の上に、さまざまな主体から発案されるまちづくりの具体的な活動を積み重ねていきます。

■地域ネットワークの強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせられるように、また、お互いにそれぞれの生き方を尊重し、支え合い、助け合う心豊かな地域を創造するため、市民が持つ豊富な知識と経験を生かすことのできる環境を整備とともに、地域福祉の充実を推進し、また緊急時や災害時にも対応できるよう地域のネットワークを強化します。

■誇りと愛着を持つひとづくり

子どもたちには本市が有する身近な歴史文化に触れる機会を提供し、全国から集まり新たな市民となった人には本市の持つ魅力を伝え、すべての市民が本市に愛着と誇りを持つことができる気運を育みます。

● 重点プロジェクト III

つくります！活躍の場所プロジェクト



■多様な働き方の確立

女性の社会進出や高齢者の活躍、情報通信技術の進歩などにより、“働き方の選択肢”はますます多様になると考えられます。また、働くことは生活の基盤を形成するとともに重要な社会との接点であり、生きがいもあります。本市が多くの人を引きつける魅力を持ち、暮らしやすい地域として存続するために、一人ひとりが自身のライフステージや生き方にあわせて働き方を選ぶことができる地域をめざします。

■野々市らしい暮らしの実現

着実に高齢化が進むことが予想される本市が安定的に持続していくためには、バランスのとれた人口構造であることが欠かせません。良好な市街地を形成し、災害にも強いといった現在の暮らしやすい魅力ある環境を維持しながら、結婚、妊娠、出産、子育てに対して支援するとともに、若年層の就業を支援することで、バランスのとれた人口構造をめざします。

※10 高付加価値知的産業

高等教育機関や研究機関等の持つ知的資源を活用して価値を高めた知的産業のことです。ここでは、医療・介護、環境・エネルギー、ICT、ロボット等の産業分野を想定しています。

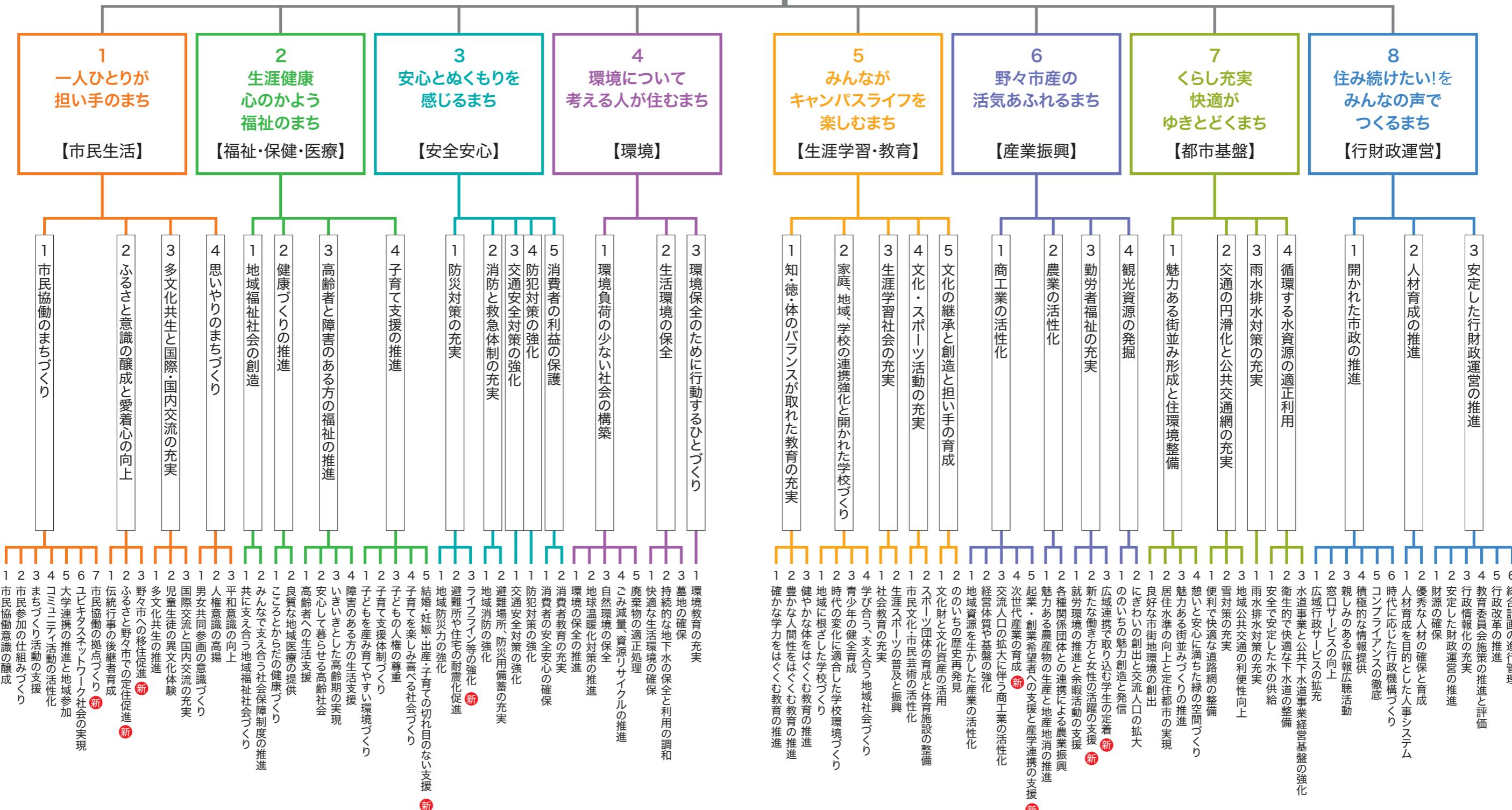
施策の大綱

将来都市像 「人の和で 椿十徳 生きるまち」

政策

施策

具体的的施策





市章

旧野々市町、富奥村の合併5周年を記念して、昭和35年6月15日に制定されました。市章は、平仮名で“の”を組み合わせ分銅を形成し、市の融和発展を象徴した簡潔清爽な意匠となっています。

地名の由来

白山本宮(白山比咩神社)には、鎌倉時代末期の1312年に記されたとされる古文書が残されています。この古文書「三宮古記」^{みすひきじにん}には、水引神人^{みずひきじん}^{のいのいち}と呼ばれる人たちが“野市”^{ののいち}に住んでいたとの記述があり、これが“野々市”^{ののいち}という地名の最古の文字史料と思われます。また、1486年には、当時の山伏集団の中心的存在であったとされる京都聖護院の道興^{じょうこう}という人物が、石動山天平寺を参拝するため野々市を通過した際に、次の和歌を詠んでいます。

風おくる 一村雨に 虹きてて のゝ市人は たちもをやます

虹がかかるっていた空に、風が吹き、にわかに雨が降ってきたにもかかわらず、野々市の人たちは、忙しそうに仕事(立ち回り)を続け止めようとしない

人々が集い“市”で活発な商業活動を行っていた当時の野々市^{ののいち}の^{ののいち}の^{ののいち}のぎわいを知ることができ、野々市^{ののいち}とい
う地名は、約700年前からこの地で使われていた由緒ある地名であることがわかります。



白山比咩神社所蔵重要文化財「三宮古記」



道興の歌碑(布市神社)

*11 水引神人 寺社の堂の前に横に張られた細長い幕を水引幕といい、この幕を白山に奉納することによって、藍染めの製造や販売の特権を得ていた紺搔^{こんかき}(藍染めの職人)をいいます。

野々市市第一次総合計画【中間見直し】～ともに創る ともに育む～ ダイジェスト版

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

Tel 076(227)6000 Fax 076(227)6255

より詳しい内容の総合計画本編は市ホームページでご覧になれます。

http://www.city.nonoichi.lg.jp/kikaku/designing_nonoichi.html



本誌の印刷には、環境保護に配慮し、再生紙、植物油インクを使用しています。